

## 国民投票法改正及び憲法改正に係る実質論議の推進を求める意見書

日本国憲法は昭和 22 年に施行以来 70 年を超えるこの間、一度も改正されることはなかったが、今や我が国を取り巻く国内外の情勢は制定時と比し、大きく変化していることは国民周知のとおりである。そのため、憲法を新たな時代にふさわしいものに改めるという機運が、昨今、政治のみならず、経済、社会における動向の中で必然的ににじみ出てきている。憲法改正案の早期作成と国民が自ら判断する国民投票の実現についてである。

「憲法改正案の早期実現を求める意見書」は現在、多くの都道府県議会において同趣旨の意見書が採択されている。

一方、国会でも時代の状況変化の中、平成 19 年の国民投票法成立を機に、衆参両院に憲法審査会が設置され、憲法改正に向けた制度が整備されている。

しかしながら、国民投票法については、公職選挙法との整合性を図る等の改正が必要であり、また、憲法審査会でも未だ活発な議論は行われていないのが現状である。

現下における国内外の状況を見据えるべきである。すなわち、緊張感漂う東アジア情勢や頻発するテロなど我が国の安全保障は、近年、一層緊迫度が増している。国内においても、各地で頻発する大規模災害等の緊急事態への対処、進展する少子高齢化社会への対応、幼児教育と高等教育の無償化、環境問題等々新たな課題が生じている。このような状況を受けて、国民が憲法改正論議の具体的な進展を望んでいることは、各種世論調査においても明確に示されている。

憲法第 96 条は「憲法改正の手続き」を定め、国民に「国民投票」という主権行使のための唯一の機会を保障している。その国民投票への参加は主権者たる国民の重要な権利であり、投票しやすい制度の整備は、国会が忘れてはならない重要事項である。そして、国会議員は早期に憲法改正原案を国会に発議し、憲法審査会において国民の前で堂々と議論を展開していただきたい。

よって本市議会は国会に対し、憲法改正論議の具体的な進展の姿を国民に示すべく、まず国民投票法の今国会での改正案成立を図り、その上で衆参の憲法審査会は早期に、どのような改正を目指すべきかの実質論議に入るよう、強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年 6 月 29 日

貝 塚 市 議 会